

議案番号 提案課名	件名 内容
議案第14号	三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
保育振興課	<p>【改正趣旨】 家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準及び民法の一部改正に伴い、当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） ・民法 <p>【改正内容】</p> <p>①家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴う本条例の改正について</p> <p>(1)安全計画の策定等の義務化に係る規定の新設（第7条の2の関係） 家庭的保育事業者等に安全計画の策定などを義務付ける。</p> <p>(2)バス送迎等に当たっての安全管理の徹底に係る規定の新設（第7条の3の関係） 家庭的保育事業者等が乳幼児の移動のために自動車を運行する場合等の義務について規定する。</p> <p>(3)インクルーシブ保育（保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施）を可能するための設備・人員基準の緩和に伴う規定の改正（第10条関係） 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる旨の規定を整備する。</p> <p>(4)感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化に伴う規定の改正（第14条第2項関係） 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないとの規定を整備する。</p>

②民法第822条の懲戒権の規定の削除に伴う本条例の改正について

民法中の親権者の子に対する懲戒権に係る第822条を削除する改正に伴い、本条例中の懲戒に係る権限の濫用禁止規定「第13条」を削除する。

【施行期日】

- ①令和5年4月1日から施行（第13条以外の改正）
- ②公布の日から施行(第13条の改正)